(傍線部分は改正部分)

住宅金融公庫法 (昭和二十五年法律第百五十六号) (第一条関係)

				1
できる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又おいては、予算に定める金額の範囲内で、公庫に出資することが3.政府は、前項の規定により公庫がその資本金を増加する場合に2.(略)	(資本金)(資本金)のを融通することを目的とすることを困難とするものを融通することを目的とすものの建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防	主宅金融公事は、前二頁こ現定するもののまかとを目的とする。金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付けにつ昭和三十年法律第六十三号。以下「保険法」とい昭和三十年法律第六十三号。以下「保険法」といは主の建設に必要な資金を融通すること、及び住資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)に基	2 主宅金融公庫は、前頁こ現定するもののまか、産業労働者主宅で、主宅金融公庫は、前頁こ現定するものを自ら融通し、一般の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通し、一般の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通し、一般の金融機関が融通することを困難とする土地又は借地権の取足る住宅の建設及び購入(住宅の用に供する土地又は借地権の取第一条 住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに(目的)	改正案
できる。この場合において、政府3 政府は、予算に定める金額の範22 (略)	ででは、ことを困難とのの建設に必要を有する建設に必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要をある。	金融通法(昭) 金融通法(昭) 金融通法(昭) の建設に必要	2 主宅金融公庫は、前頁こ規定するものの外、産業労働省主宅各融機関が融通することを困難とするものを融通することを目のといまで、銀行その他一般のではでの建設及び購入(住宅の用に供する土地又は借地権の第一条 住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営む(目的)	現
この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は、予算に定める金額の範囲内で、公庫に出資することがは、前項の規定により公庫がその資本金を増加する場合に〔略〕	ことを目的とする。の他一般の金融機関が融通する用及び災害の防止に寄与するも	事は、前二頁に現定するものの小、相当の主宅部分で、前二頁に現定するものの小、相当の主宅部分で、十三号)に基き金融機関の住宅建設等に必要な資金保険を行うことを目的とする。 しょう 魔者 労働者住宅 間に 前耳に大気でするの の 産業労働者住宅 原に 前耳に大気でするの の 産業労働者住宅資	事は、前頁こ規定するものの内心、産業労働者主宅資通することを困難とするものを融通することを目的造成を含む。)に必要な資金で、銀行その他一般の設及び購入(住宅の用に供する土地又は借地権の取融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに	行

のとする。 保険の業務又は同項第三号に掲げる保険の業務に関して設けられ 項第二号に掲げる債権譲受けの業務、 た基金に充てるべきものであるときは、 は一部が第二十六条の三第一項の規定により第二十六条の二第一 同号に掲げる債務保証特定 それぞれの金額を示すも

4 6 (略)

(業務の範囲)

第十七条 (略) (略)

けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権について、 宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とすると 設又は既存住宅の購入に必要な資金(当該住宅の建設又は既存住 公庫は、 当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。 第一条第一 項に掲げる目的を達成するため、 住宅の建 )の貸付 次の業

当該貸付債権の譲受け (以下「 債権譲受け」という。

券に係る債務の保証(以下「 を担保とする債券その他これに準ずる主務省令で定める有価証 保険関係(以下単に「 立した貸付けに係るものに限り、 当該貸付債権(保険法第五条第二項に規定する債務保証 債務保証特定保険関係」という。 債務保証」という。) その信託の受益権を含む。 が 成 特定

(略)

13 務のほか、次の業務を行うことができる。 公庫は、第一項、 第二項及び第四項から前項までに規定する業

\ = (略)

六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係るも立した貸付けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第する特定保険関係(以下単に「特定保険関係」という。)が成 のを含む。) の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有 貸付金(譲り受けた貸付債権又は保険法第五条第一項に規定

> る の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとすは一部が住宅融資保険法 (以下「保険法」という。) による保険

4 6 (略)

第十七条 (業務の範囲) (略)

2 8 (略)

12 9 11 (略) 務のほか、次の業務を行うことができる。 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業

| 〜 三 (略)

共施設若しくは宅地防災工事中の土地についてそれらの円滑な 理的土地利用耐火建築物等又は造成中の土地、 関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合 外の財産権の管理(建設中若しくは改良中の住宅、幼稚園等、 貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以 整備中の関連公

事を含む。)及び処分 若しくは改良工事又は造成工事、整備工事若しくは宅地防災工滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事連公共施設若しくは宅地防災工事中の土地についてそれらの円は合理的土地利用耐火建築物等又は造成中の土地、整備中の関等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しく権以外の財産権の管理(建設中若しくは改良中の住宅、幼稚園

(貸付けを受けるべき者の選定)

第十八条 第十 条第五項の規定による貸付けの申込みをした者についてはその改の事業の内容、工事の計画その他資金の貸付けに必要な事項、同 貸付希望金額、 金の貸付けを受けるべき者を公正に選ばなければならない。 数及び申込みに係る貸付希望金額の総額を参酌して、公庫から資 良を必要とする事由をそれぞれ十分に審査し、かつ、申込者の総 くは第十一項の規定による貸付けの申込みをした者についてはそ 号又は第二号に該当する者についてはその住宅を必要とする事 同項第三号若しくは第四号に該当する者又は同条第四項若し 一項及び第十二項の規定による貸付けの業務を行う場合にお 貸付けの申込みをした者(以下「申込者」という。)の 公庫は、 申込者の元利金の償還の見込み及び前条第一項 前条第一項、第二項、 第四項から第八項まで、 第

(住宅の基準)

る耐久性を有するものでなければならない。良好な居住性を有するとともに、主務省令で定める基準に該当する貸付金に係る住宅(既存住宅を除く。)は、必要な安全性及び界十八条の二(第十七条第一項、第十一項及び第十二項の規定によ

(貸付金額の限度)

第二十条 (略)

2~4 (略)

| 項第一号に掲げる建築物の住宅部分(政令で定める住宅に係る| 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十

む。)及び処分は改良工事又は造成工事、整備工事若しくは宅地防災工事を含処分を図るために必要やむ得ない範囲内で行う建設工事若しく

(貸付けを受けるべき者の選定)

第十八条 貸付けを受けるべき者を公正に選ばなければならない。 び申込みに係る貸付希望金額の総額を参酌して、 必要とする事由をそれぞれ十分に審査し、 五項の規定による貸付けの申込みをした者についてはその改良を 業の内容、工事の計画その他資金の貸付けに必要な事項、 は第十項の規定による貸付けの申込みをした者についてはその事 号又は第二号に該当する者についてはその住宅を必要とする事由 付希望金額、申込者の元利金の償還の見込み及び前条第一項第一 第十項及び第十一項の規定による貸付けの業務を行う場合におい ては、貸付けの申込みをした者 (以下「申込者」という。) の貸 同項第三号若しくは第四号に該当する者又は同条第四項若しく 公庫は、 前条第一項、 第二項、 第四項から第八項まで、 かつ、 公庫から資金の 申込者の総数及 同条第

(住宅の基準)

(貸付金額の限度) でなければならない。 耐久性を有するものでなければならない。 がな居住性を有するとともに、主務省令で定める基準に該当する資付金に係る住宅(既存住宅を除く。)は、必要な安全性及び良第十八条の二 第十七条第一項、第十項及び第十一項の規定による

**公二十条** (略)

2~4 (略)

第一号に掲げる建築物の住宅部分(政令で定める住宅に係るもの5 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十項

土地又は借地権の価額の八割に相当する金額とする。住宅の建設費及び住宅の建設に付随して新たに取得を必要とするものを除く。)に係るものの金額の限度は、当該住宅部分に係る

6~9 (略)

(貸付金の利率及び償還期間)

に係政へる十よは第		
(	(略)	区分
平 期間 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (の定) (の定) (の定) (の定) (の定) (の定) (の定) (の定	(略)	利率
以 <sub>内</sub> 三十五年 (略) (略) (略)	(略)	償還期間
( B ( B ( B ( B ( B ( B ( B ( B ( B ( B	(路)	据置期間

又は借地権の価額の八割に相当する金額とする。の建設費及び住宅の建設に付随して新たに取得を必要とする土地を除く。)に係るものの金額の限度は、当該住宅部分に係る住宅

6~9 (略)

(貸付金の利率及び償還期間)

項に掲げるとおりとする。

「で、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各でで、それぞれ同表の利率の欄、償還期間及び据置期間は、同表の区分の欄各項に掲げる区分に応もの及び同条第六項から第八項までの規定による貸付金の利率、は第十一項の規定による貸付金で次の表の区分の欄各項に掲げる第二十一条(第十七条第一項、第二項、第四項、第五項、第十項又

										八	七	六	五	四	$\equiv$	=	_	項
		るもの	ものを除く。)に係	で定める住宅に係る	二十条第五項の政令	築物の住宅部分 (第	項第一号に掲げる建	る貸付金で同条第十	第十一項の規定によ	第十七条第十項又は	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区分
率	公庫の定める	セント以内で	年七・五パー	期間につき、	当初期間後の	める率	内で公庫の定	パー セント以	き、年五・五	当初期間につ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	利率
									以内	三十五年	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	償還期間
											(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	据置期間

2 (略)

3 の率とすることができる。 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当初期間後 として政令で定めるものに対する貸付金の利率については、第一 いてその者の所得 (その者と生計を一にするその親族の所得を含 自ら居住する住宅の改良を行うもののうち、当初期間経過後にお 必要とするもの又は同条第五項の規定による貸付けを受けた者で 期間の全部又は一部につき、 公庫は、 二項の規定による貸付けを受けた者で自ら居住するため住宅を )が低額であり、かつ、特に居住の安定を図る必要がある者 第十七条第一項、 第二項第一号、 その利率を当初期間の利率と同 第十一項 若しくは第

~8 (略)

(貸付金の償還期間の特例等)

年以内の据置期間を設けることができる。 
年以内の据置期間を設けることができる。 
年以内の据置期間を設けることができる。 
年以内の据置期間を設けることができる。 
年以内の据置期間を設けることができる。 
年以内の据置期間を設けることができる。 
年以内の据置期間を設けることができる。 
年以内の据置期間を設けることができる。 
年以内の据置期間を設けることができる。 
年以内の据置期間を設けることができる。

2 (略)

(貸付金の償還方法)

定による貸付金の償還は、割賦償還の方法によらないことができに該当する者に係る貸付金又は同条第四項若しくは第十一項の規のとする。ただし、第十七条第一項第三号若しくは第四号の規定第二十一条の四(公庫の貸付金の償還は、割賦償還の方法によるも

2 (略)

3

率とすることができる。 本とすることができる。 本とすることができる。 の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当初期間後のの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当初期間後のの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当初期間経過後においら居住する住宅の改良を行うもののうち、当初期間経過後においら居住する住宅の改良を行うもののうち、当初期間経過後においら居住するによる貸付けを受けた者で自要とすることができる。 一項の規定による貸付けを受けた者で自ら居住するため住宅を必不して成立。 一項の規定による貸付けを受けた者で自要とすることができる。

4~8 (略)

(貸付金の償還期間の特例等)

以内の据置期間を設けることができる。

以内の据置期間を設けることができる。

以内の据置期間を設けることができる。

以内の据置期間を設けることができる。

以内の据置期間を設けることができる。

以内の据置期間を設けることができる。

以内の据置期間を設けることができる。

以内の据置期間を設けることができる。

2 (略)

(貸付金の償還方法)

による貸付金の償還は、割賦償還の方法によらないことができるに該当する者に係る貸付金又は同条第四項若しくは第十項の規定のとする。ただし、第十七条第一項第三号若しくは第四号の規定第二十一条の四 公庫の貸付金の償還は、割賦償還の方法によるも

る

2 略

3 (略)

\ = (略)

兀 借地権を他人に譲渡したとき。 その他の不動産、 定による貸付けを受けた者が、 は同条第五項から第八項まで、 「で同条第一項第一号から第三号までの規定に該当するもの 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受け 地すべり等関連住宅、 度、借地権又は宅地防災工事に係る土地若しくは 寺関連住宅、合理的土地利用耐火建築物等、土地 いを受けた者が、貸付金に係る住宅、災害復興住 から第八項まで、第十一項若しくは第十二項の規 頃第一号から第三号までの規定に該当するもの又

(略)

せられたとき。 理的土地利用耐火建築物等が公庫の定める用途以外の用途に供 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金に係る合

るものが第三十五条第一項、 定による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、 は同条第四項から第七項まで、 者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するも 3いて準用する場合を含む。 ) 若しくは第四項又は第三十五条3ものが第三十五条第一項、第二項 (第三十五条の三第二項に注住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸す関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、幼稚園等は同条第四項から第七項まで、第十一項若しくは第十二項の規 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受け 第一項の規定に違反したとき。 のけた

は同条第四項、第十一項若しくは第十二項の規定による貸付け者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた 三十五条の三第一項の規定に違反したとき。 第二項において準用する場合を含む。) 若しくは第三項又は第 を受けた者が第三十五条の二第一項、 第二項 (第三十五条の三

2

略

3 (略)

\ = 兀 の他の不動産、 地 による貸付けを受けた者が、 は同条第五項から第八項まで、 者で同条第一項第一号から第三号までの規定に該当するもの又 権を他人に譲渡したとき。 地すべり等関連住宅、 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた (略 借地権又は宅地防災工事に係る土地若しくは借 合理的土地利用耐火建築物等、 貸付金に係る住宅、 第十項若しくは第十一項の規定 災害復興住宅 土地そ

 $\overline{\mathcal{H}}$ (略)

六 的土地利用耐火建築物等が公庫の定める用途以外の用途に供せ られたとき。 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金に係る合理

七 三第一項の規定に違反したとき。 いて準用する場合を含む。) 若しくは第四項又は第三十五条の ものが第三十五条第一項、 住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸する 関連利便施設、関連公共施設、 による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、 は 者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又 同条第四項から第七項まで、 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた 第二項(第三十五条の三第二項にお 災害復興住宅、 第十項若しくは第十一項の規定 地すべり等関連 幼稚園等、

十五条の三第一項の規定に違反したとき。 二項において準用する場合を含む。) 若しくは第三項又は第三 受けた者が第三十五条の二第一項、 は同条第四項、第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを 者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた 第二項 (第三十五条の三第

九 (略)

4 (略)

(貸付金の償還方法等の特例)

金で同条第十一項第一号に掲げる建築物(建替えによることができるで、 会。)の住宅部分(高齢者(主務省令で定める年齢以上の高いに前条第一項の規定にかかわらず、当該高齢者(二人以上の高いに限る。)に係るものの償還は、第二十一条第一項及び第七項並に限る。)の住宅部分(高齢者(主務省令で定める年齢以上の者に限金で同条第十一項第一号に掲げる建築物(建替えに係るものに限第二十一条の五 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付

(住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けについての配慮)

第二十二条の二 貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮 金者」という。) に対する業務については、毎事業年度の開始前日本郵政公社があつせんするもの(以下「住宅積立郵便貯金の預 規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条の規定により するものとする。 にあらかじめ、 貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七条第一項第五号に るため住宅を必要とし、 いての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する 項又は第十二項の規定による貸付けの業務のうち、自ら居住す 当該事業年度における貸付けの申込みの見込みに 公庫は、 又は自ら居住する住宅の改良を行う郵便 第十七条第一項、 第二項、 第五項、 第十

対する貸付けの特例)(住宅積立郵便貯金の貯金者及び住宅宅地債券を引き受けた者に

第二十二条の三 (略)

一 (略)

十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第

1 (略)

4 (略)

(貸付金の償還方法等の特例)

のすべて)の死亡時に一括償還をする方法によることができる。のすべて)の死亡時に一括償還をする方法によることができる。)の住宅部分(高齢者(主務省令で定める年齢以上の高齢者が共同で貸付けを受けた場合にあつては、当該二人以上の高齢者以下この条において同じ。)が自ら居住する住宅に係るものに限め、)の住宅部分(高齢者(主務省令で定める年齢以上の者に限る。で同条第十項第一号に掲げる建築物(建替えに係るものに限る。第二十一条の五 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金

第二十二条の二 るものとする。 付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮す いての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸 あらかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みの見込みにつ 者」という。 本郵政公社があつせんするもの (以下「住宅積立郵便貯金の預金 定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条の規定により日 金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七条第一項第五号に規 項又は第十一項の規定による貸付けの業務のうち、 ため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う郵便貯 (住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けについての配慮) )に対する業務については、 公庫は、第十七条第一項、 毎事業年度の開始前に 第二項、 自ら居住する 第五項、 第十

対する貸付けの特例)(住宅積立郵便貯金の貯金者及び住宅宅地債券を引き受けた者に

第二十二条の三 (略)

一 (略)

項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの二 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十

(貸付手数料等)

第二十二条の四

(略)

、養務りません やで定める額の支払方法変更手数料を徴収することができる。 う事務を含む。)に要する費用の額を超えない範囲内において政 第二十七条の七第一項の規定により信託の受託者から受託して行 の支払方法の変更を行う者から、その変更に際して必要な事務( 2 公庫は、政令で定めるところにより、その貸付けに係る元利金

(業務の委託)

ればならない。

おいのでは、ならかじめ、主務大臣の認可を受けなけい、同号に定める業務のうち同号ホからりまでに掲げる業務を委ら、この場合において、第四号に規定する政令で定める法人に対らに対の多業務(貸付けの決定を除く。)を委託することができ第二十三条、公庫は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各

(略)

げる業務 主務省令で定める金融機関その他政令で定める法人 次に掲

| 産又は所有権以外の財産権の管理及び処分| | 1 | イに規定する元利金の回収に関連して取得した動産、

三 (略)

収その他回収に関する業務 条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る元利金の回へ 特定保険関係が成立した貸付けについて商法第六百六十二

口 (略)

イ~二 (略) 四 (略)

2~4 (略)

(貸付手数料等)

第二十二条の四 (略)

払方法変更手数料を徴収することができる。 に要する費用の額を超えない範囲内において政令で定める額の支一項の規定により信託の受託者から受託して行う事務を含む。)を行う者から、その変更に際して必要な事務 (第二十七条の七第2 公庫は、政令で定めるところにより、元利金の支払方法の変更

(業務の委託)

ればならない。

ればならない。

、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなけい。同号に定める業務のうち同号ホからリまでに掲げる業務を委ら、この場合において、第三号に規定する政令で定める法人に対る。この場合において、第三号に規定する政令で定める法人に対い、の場合において、第三号に規定する政令で定める法人に対

(略)

一 (略)

その他回収に関する業務第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る元利金の回収ついて商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十二条イ(保険法第五条に規定する特定保険関係が成立した貸付けに

口 (略)

. 三 (略)

イ~二 (略)

規定による貸付けに関する申込みの受理及び審査ホー第十七条第五項から第八項まで、第十一項及び第十二項の

へ~リ (略)

2~5 (略)

- が同項の規定により委託した業務を受託することができる。6)第一項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、公庫
- 事する職員とみなす。
  の他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従職員であつて同項の規定による委託業務に従事する者は、刑法そる政令で定める法人(以下「金融機関等」という。)の役員又は7 受託者たる金融機関又は第一項第二号若しくは第四号に規定す
- ついて準用する。 第二項から第四項までの規定は、この場合にすることができる。第二項から第四項までの規定は、この場合に定に基づき取得した貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限険関係が成立した貸付けについて商法第六百六十二条第一項の規険関係が成立した貸付けについて商法第六百六十二条第一項の規定は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第十七条第九項に規定 7
- 準用する。 第二項から第七項までの規定は、この場合について地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託するこ用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により雇第十件(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第公庫は、雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)第

(業務方法書)

第二十四条 (略)

、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅収の方法、元利金の回収の方法、貸付けをすることができる住宅2(前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、貸付手数料の徴

定による貸付けに関する申込みの受理及び審査ホー第十七条第五項から第八項まで、第十項及び第十一項の規

へ~リ (略)

2~5 (略)

6

- なす。
  定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみ項の規定による委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の規法人(以下「金融機関等」という。)の役員又は職員であつて同受託者たる金融機関又は第一項第三号に規定する政令で定める
- の場合について準用する。務の一部を委託することができる。第二項から第四項までは、この場ができる。第二項から第四項までは、このでは、沖縄振興開発金融公庫に対し、保険法による保険の業

準用する。 第二項から第六項までの規定は、この場合について地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託するこ用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により雇二十条(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第二十号)第 公庫は、雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)第

(業務方法書)

第二十四条 (略)

、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅収の方法、元利金の回収の方法、貸付けをすることができる住宅2(前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、貸付手数料の徴)

設、 関する準則並びに貸付金の利率、 貸付けをすることができる住宅の改良に関する基準、 る保険の業務の処理に関する準則を記載しなければならない。 う場合においては当該業務の処理に関する準則並びに保険法によ 理に関する準則並びに第十七条第十三項各号に規定する業務を行 住宅の規模及び規格に関する基準その他同項に規定する業務の処 の他の貸付けの条件、 地防災工事に係る工作物の大修繕又は改築に対する公庫の承認そ に係る住宅、幼稚園等、 築物等又は宅地防災工事に係る工作物の維持補修の義務、 きる関連公共施設の整備に関する基準、委託業務又は受託業務に ることができる土地の造成に関する基準、 又は合理的土地利用耐火建築物等の規模及び規格に関する基準: 特別勘定) 災害復興住宅、 地すべり等関連住宅、 貸付金に係る住宅、幼稚園等、 地すべり等関連住宅、合理的土地利用耐火建 第十七条第九項に規定する貸付債権に係る 関連利便施設、 合理的土地利用耐火建築物等又は宅 抵当権の設定、火災保険契約の 関連利便施設、関連公共施 関連公共施設、 貸付けをすることがで 貸付けをす 災害復興 貸 付 金

別勘定を設けて経理しなければならない。 第二十六条の二 公庫は、次に掲げる業務については、それぞれ特

- 下「財形住宅貸付け」という。)の業務項に規定する公務員に対する同項本文の規定による貸付け(以一 勤労者財産形成促進法第十条第一項に規定する勤労者又は同

三(保険法による保険の業務(債務保証特定保険の業務を除く。

による保険の業務の処理に関する準則を記載しなければならな を行う場合においては当該業務の処理に関する準則並びに保険法 の他の貸付けの条件並びに第十七条第十二項各号に規定する業務 地防災工事に係る工作物の大修繕又は改築に対する公庫の承認そ 住宅、地すべり等関連住宅、 に係る住宅、幼稚園等、 築物等又は宅地防災工事に係る工作物の維持補修の義務、 設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅、 締結、貸付金に係る住宅、幼稚園等、 関する準則並びに貸付金の利率、抵当権の設定、火災保険契約の ることができる土地の造成に関する基準、 貸付けをすることができる住宅の改良に関する基準、 又は合理的土地利用耐火建築物等の規模及び規格に関する基準、 きる関連公共施設の整備に関する基準、委託業務又は受託業務に 関連利便施設、 合理的土地利用耐火建築物等又は宅 関連利便施設、 関連公共施設、 合理的土地利用耐火建 貸付けをすることがで 関連公共施 貸付けをす 災害復興 貸付金

(特別勘定)

基金としなければならない。 | 三項後段の規定により政府が示した金額に相当する金額をもつて | 保険法による保険の業務に係る特別勘定においては、第五条第

- 2 積立金として積み立てなければならない。 たときは、主務省令で定めるところにより、 前項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じ その全部又は一部を
- 3 するものとする。 じたときは、前項の積立金を取り崩して整理するものとし、なお 損失が埋められないときは、その額を損失の繰越しとして整理 一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生
- 金を取り崩してはならない。 前項の規定により損失を埋める場合を除いては、 第二項の積立
- 5 要な事項は、 前各項に定めるもののほか、 主務省令で定める。 第 項の特別勘定の経理に関し必

基金)

第二十六条の三 計額をもつてこれに充てるものとする。 三項の規定によりそれぞれ当該基金に組み入れられた金額との合 に充てるべきものとして示した金額に相当する金額と次項及び第 基金を設け、 業務及び前条第一項第三号に掲げる保険の業務に関してそれぞれ 第五条第三項の規定により政府がそれぞれ当該基金 公庫は、 債権譲受けの業務、 債務保証特定保険の

- 2 のを除く。 れの基金に充てるべきものとして示され、 るときは、 主務大臣の認可を受けて、 前項の基金のそれぞれに充てるため必要があると認め の一部をそれぞれの基金に組み入れることができる 資本金 (既に同項のそれぞ 又は組み入れられたも
- 3 受けて、 基金に充てるため必要があると認めるときは、 定保険の業務に係る基金に組み入れることができる。 を減額し、 公庫は、 前条第 これに相当する額を債権譲受けの業務又は債務保証特 債権譲受けの業務又は債務保証特定保険の業務に係る 項第三号に掲げる保険の業務に係る基金の一部 主務大臣の認可を

(国庫納付金)

第二十七条 (略)

- 3 じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。 第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生
- ぉੑ するものとする。 じたときは、前項の積立金を取りくずして整理するものとし、な 第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生 損失がうめられないときは、その額を損失の繰越として整理

4

金を取りくずしてはならない。 前項の規定により損失をうめる場合を除いては、 第三項の積立

5

(国庫納付金)

第二十七条 (略)

- 2 略)
- 3 金の納付の手続及びその帰属する会計については、 て行うものとするほか、 を積み立てたときは、 条の二第 一項の利益金を納付する場合における損益計算は、第二十六 | 項の特別勘定の損益 ( 同条第二項の規定により積立金 当該積立金として積み立てた額)を控除し 第一項の利益金の計算の方法並びに納付 政令で定める

第二十七条の二 金をすることができる。 ならない。 定するものを除くほか、 公庫は、 主務大臣の認可を受けて、 市中銀行その他民間から借入金をしては 公庫は、 第三項、 第六項及び第七項に規 政府から借入

- 2 . (略)
- り、 することができないときは、 度内に償還しなければならない。 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年 主務大臣の認可を受けて、 その償還することができない金額に これを借り換えることができる ただし、 資金の不足のため償還
- 5 に償還しなければならない。 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、 年以内

6 { 8 (略)

の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に委託することがで 公庫は、 第六項の規定による長期借入金の借入れに関する事務

(債券の発行)

第二十七条の三 略

- (略)
- 3 う。)を発行することができる。 るため、住宅金融公庫財形住宅債券 (以下「財形住宅債券」とい 公庫は、主務大臣の認可を受けて、 前条第六項の資金を調達す

2

3 益金の計算の方法並びに納付金の納付の手続及びその帰属する会 項の特別勘定の損益を控除して行うものとするほか、 計については、 第一項の利益金を納付する場合における損益計算は、 政令で定める。 第一項の利 前条第一

(借入金)

第二十七条の二 ならない。 定するものを除くほか、 金をすることができる。 公庫は、 市中銀行その他民間から借入金をしては 公庫は、第三項、 主務大臣の認可を受けて、 第五項及び第六項に規 政府から借入

- 2 . (略)
- 4 度内に償還しなければならない。 前項の規定による短期借入金は、 当該短期借入金をした事業年

5 { 7 (略)

8 の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に委託することがで 公庫は、第五項の規定による長期借入金の借入れに関する事務

第二十七条の三

(略)

(債券の発行)

2 (略)

- 3 るため、住宅金融公庫財形住宅債券 (以下「財形住宅債券」とい 公庫は、 主務大臣の認可を受けて、前条第五項の資金を調達す
- う。)を発行することができる。

4 (略)

けを受けることを希望するもの一項、第二項第一号、第十一項又は第十二項の規定による貸付一 自ら居住するため住宅を必要とする者であつて、第十七条第

二・三 (略)

5~9 (略)

(公庫債券の担保のための貸付債権の信託)

社等」という。)に信託することができる。
)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条において「信託会計七条の七第一項において同じ。)の一部を信託会社又は金融機に供するため、その貸付債権 (譲り受けた貸付債権を含む。第二に供するため、その貸付債権 (譲り受けた貸付債権を含む。第二年上条の五 公庫は、主務大臣の認可を受けて、公庫債券に係第二十七条の五 公庫は、主務大臣の認可を受けて、公庫債券に係

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

。信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができるめ、それぞれ当該貸付け又は債権譲受けに係る貸付債権の一部を住宅貸付けを除く。)又は債権譲受けに要する資金を調達するた第二十七条の六(公庫は、主務大臣の認可を受けて、貸付け(財形

2 (略)

(信託の受託者からの業務の受託等)

第二十七条の七(略)

準用する。
 本委託二項から第七項までの規定は、この場合についてつては、支払方法変更手数料の徴収を含む。)を委託することが号に掲げる業務(公庫の貸付けに係る貸付債権に関する業務にあらに掲げる業務(公庫の貸付けに係る貸付債権に関する業務にある融機関又は同項第二号に規定する主務省令で定める金融機関そ金融機関又は同項第二号に規定する主務省令で定める金融機関を

4 (略)

を受けることを希望するもの一項、第二項第一号、第十項又は第十一項の規定による貸付け一 自ら居住するため住宅を必要とする者であつて、第十七条第

二·三 (略)

5~9 (略)

(公庫債券の担保のための貸付債権の信託)

という。)に信託することができる。 条第一項の認可を受けた金融機関(次条において「信託会社等」系第一項の認可を受けた金融機関(次条において「信託会社等」に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信の債務(前条の規定により政府が保証するものを除く。)の担保第二十七条の五(公庫は、主務大臣の認可を受けて、公庫債券に係

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

とができる。権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡するこ権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡するこは宅貸付けを除く。)に要する資金を調達するため、その貸付債第二十七条の六 公庫は、主務大臣の認可を受けて、貸付け(財形

2 (略)

(信託の受託者からの業務の受託等)

第二十七条の七 (略)

する。 同条第二項から第六項までの規定は、この場合について準用る。 同条第二項から第六項までの規定は、この場合について準用務(支払方法変更手数料の徴収を含む。)を委託することができ金融機関に対し、前項の規定により受託した同項各号に掲げる業2 公庫は、第二十三条第一項第一号に規定する主務省令で定める

までの規定は、この場合について準用する。限る。)を委託することができる。第二十三条第二項から第四項託した同項各号に掲げる業務(譲り受けた貸付債権に係るものに3 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第一項の規定により受

### 報告及び検査)

第三十二条 機関(以下この章において「受託者等」という。) 又は第十七条 受けた金融機関等又は地方公共団体を含む。) 若しくは融通法 しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。 しては当該委託業務の範囲内に限り、 他必要な物件を検査させることができる。ただし、 法人等の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、 ť において「貸付けを受けた法人等」という。) に対して報告をさ で同項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの (以下この項 た者若しくは融通法第七条第一項の規定による貸付けを受けた者 号の規定に該当するもの、 十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融 項若しくは第九項又は第二十七条の七第二項の規定により委託を は受託者たる金融機関等若しくは地方公共団体(第二十三条第 |一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号若しくは第四 又はその職員をして公庫、受託者等若しくは貸付けを受けた 主務大臣は、 必要があると認めるときは、 同条第四項の規定による貸付けを受け 貸付けを受けた法人等に対 受託者等に対 公庫若しく 書類その

#### 2・3 (略)

#### (権限の委任)

を受けて行う同号ホからチまでに掲げる業務に相当する業務の範の業務及び同条第九項又は融通法第十条第一項の規定により委託める法人に対する立入検査については、同号ホからリまでに掲げる地方公共団体又は第二十三条第一項第四号に規定する政令で定一項の規定による公庫又は受託者等に対する立入検査の権限の一第三十二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第

### (報告及び検査)

第三十二条 しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた法人等に対 他必要な物件を検査させることができる。 法人等の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、 せ、又はその職員をして公庫、 において「貸付けを受けた法人等」という。) に対して報告をさ で同項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの (以下この項 た者若しくは融通法第七条第一項の規定による貸付けを受けた者 号の規定に該当するもの、 第一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号若しくは第四 機関(以下この章において「受託者等」という。)又は第十七条 受けた金融機関等又は地方公共団体を含む。) 若しくは融通法第 項若しくは第八項又は第二十七条の七第二項の規定により委託を は受託者たる金融機関等若しくは地方公共団体(第二十三条第七 十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融 主務大臣は、 必要があると認めるときは、 同条第四項の規定による貸付けを受け 受託者等若しくは貸付けを受けた ただし、 受託者等に対 公庫若しく 書類その

#### 2・3 (略)

#### (権限の委任)

を受けて行う同号ホからチまでに掲げる業務に相当する業務の範る業務及び同条第八項又は融通法第十条第一項の規定により委託める法人に対する立入検査については、同号ホからリまでに掲げめる法人に対する立入検査については、同号ホからリまでに掲げっての規定による公庫又は受託者等に対する立入検査の権限の一項の規定による公庫又は受託者等に対する立入検査の権限の一第三十二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第

囲内に限る。

2~4 (略)

(賃借人の選定及び家賃)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従つてしなければなを賃貸するときは、賃借人の資格、賃借人の選定方法、家賃その、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等内の住宅による貸付けを受けた者が当該貸付金に係る住宅、災害復興住宅4 第十七条第五項から第七項まで、第十一項又は第十二項の規定

(譲受人の選定及び譲渡価額

第三十五条の二 (略)

2 (略)

4 (略)

(土地あつせん手数料)

料を徴収することができる。 う場合においては、主務大臣の認可を受けて、土地あつせん手数第三十六条 公庫は、第十七条第十三項第二号に規定する業務を行

( 貸金業の規制等に関する法律の適用除外 )

規定は、適用しない。
めるところにより債権譲受けを行う場合には、同法第二十四条の第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者から主務省令で定第四十条 公庫が貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律

囲内に限る。

2~4 (略)

(賃借人の選定及び家賃)

第三十五条 (略)

2 · 3 (略)

賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従つてしなければなら賃貸するときは、賃借人の資格、賃借人の選定方法、家賃その他地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等内の住宅をよる貸付けを受けた者が当該貸付金に係る住宅、災害復興住宅、第十七条第五項から第七項まで、第十項又は第十一項の規定に

(譲受人の選定及び譲渡価額)ない。

第三十五条の二 (略)

2 (略)

で定める基準に従つてしなければならない。、譲受人の選定方法、譲渡価額その他譲渡の条件に関し主務省令で当該貸付金に係るものを他人に譲渡するときは、譲受人の資格住宅の建設若しくは購入に付随して取得した土地若しくは借地権当該貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等内の住宅又は当該3 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付けを受けた者が

4 (略)

(土地あつせん手数料)

数料を徴収することができる。 なう場合においては、主務大臣の認可を受けて、土地あつせん手第三十六条 公庫は、第十七条第十二項第二号に規定する業務を行

第四十条から第四十三条まで削除

# 第四十 一条から第四十三条まで

第四十七条 が第二十三条第五項 円以下の罰金に処す。 くは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、 いて準用する場合を含む。)の規定に違反して報告をせず、 七条の七第二項の規定により委託を受けた金融機関等を含む。) その違反行為をした金融機関等の役員又は職員を三十万 受託者たる金融機関等 (第二十三条第九項又は第二十 (同条第九項又は第二十七条の七第二項にお 妨 げ、 若しくは忌避した 若し

第四十八条 若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関 り委託を受けた金融機関が第三十二条第一項の規定に違反して報 た金融機関等を含む。)若しくは融通法第十条第一項の規定によ しくは忌避したときは、その違反行為をした公庫又は金融機関等 しくは第九項又は第二十七条の七第二項の規定により委託を受け 役員又は職員を三十万円以下の罰金に処す。 公庫又は受託者たる金融機関等 ( 第二十三条第八項若 若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、 妨げ、若

6

(略)

(略)

(略)

る者以外のものに対する貸付金に限る。) するため住宅を必要とする者で第二十二条の三第一項に規定す 第十七条第十一項又は第十二 | 項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの ( 自ら居住界十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第

(略)

地方公共団体に対し、 とができる。第二十三条第二項から第七項までの規定は、この場 年金資金運用基金の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は 平成十二年法律第二十号) 第十五条第一項第二号の規定により 公庫は、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法 その委託を受けた業務の一部を委託するこ

> 第四十七条 円以下の罰金に処す。 ときは、その違反行為をした金融機関等の役員又は職員を三十万 くは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、 いて準用する場合を含む。) の規定に違反して報告をせず、若し が第二十三条第五項 (同条第八項又は第二十七条の七第二項にお 七条の七第二項の規定により委託を受けた金融機関等を含む。 受託者たる金融機関等 (第二十三条第八項又は第二十 妨 げ、 若しくは忌避した

第四十八条 の役員又は職員を三十万円以下の罰金に処す。 若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関 しくは忌避したときは、その違反行為をした公庫又は金融機関等 告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み り委託を受けた金融機関が第三十二条第一項の規定に違反して報 た金融機関等を含む。 しくは第八項又は第二十七条の七第二項の規定により委託を受け 公庫又は受託者たる金融機関等(第二十三条第七項若 )若しくは融通法第十条第一項の規定によ 妨げ、

則

1 6 (略)

(略)

7

(略)

以外のものに対する貸付金に限る。) ため住宅を必要とする者で第二十二条の三第一項に規定する者 項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの (自ら居住する 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十

8 } 10

11 とができる。第二十三条第二項から第六項までの規定は、この場 地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の 年金資金運用基金の業務の委託を受けたときは、 (平成十二年法律第二十号)第十五条第一項第二号の規定により 公庫は、 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律 一部を委託するこ 金融機関等又は

合について準用する。

12

は附則第十一項」とする。
は附則第十一項」とあるのは「、第二十七条の七第二項又は所則第十一項」と、第三十二条の二第一中項」と、第三十二条の二第一項」と、第四十八条中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは「、第二十七条の七第二項」とあるのは「、第二十七条の七第二項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「に

13 17 (略)

合について準用する。

13~17 (略)

住宅融資保険法(
(昭和三十年法律第六十三号)
(第二条関係)

2 (略)	「「「「「「「「「」」」」」」。 「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」	額」とあるのは、「貸付金(利息その他の附帯の債権で政令で定別により債務の保証を行うことを予定して前項の規定により承規定により債務の保証を行うことを予定して前項の規定により承規定により債務の保証を行うことを予定して前項の規定により承のは、当該承認をした貸付けに係る保険関係(以下「債認したときは、当該承認をした貸付けに係る保険関係(以下「債認したときは、当該承認をした貸付けに係る保険関係(以下「債認したときは、当該承認をした貸付けに係る保険関係(以下「債率の対象により、第一人の対象により、の対象により、対象により	(保険価額、保険事故及び保険金額) 選 案	
2 (略)	なければ、保険金の支払の請求をすることができない。第九条(金融機関は、保険事故の発生の日から二月を経過	第五条(略)	(保険価額、保険事故及び保険金額)現	ļ.
	支払の請求をすることができない。保険事故の発生の日から二月を経過した後で		行	

郵便貯金法 (昭和二十二年法律第百四十四号) (附則第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現	行
(適格貯金者のあつせん)	(適格貯金者のあつせん)	
第六十条 公社は、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から住	第六十条 公社は、住宅金融公庫及	住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から住
宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項若しく	宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十項若しくは	光二項、第五項、第十項若しくは
は第十二項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の	第十一項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規	4庫法第十九条第一項第三号の規
規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で	定による貸付けを受けようとする	受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公
公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを	社の定める要件を満たしている#	満たしているものに対しては、その貸付けを受
受けることについて住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫への	けることについて住宅金融公庫又	ることについて住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあ
あつせんを行う。	つせんを行う。	

地方稅法 (
昭和
地方称法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)
百二十六年)
)(附則第王条関係)

十二〜十九 (略) 正 案								
<ul><li>○ 行 ○ 務 五 融 ○ 有 │ 現</li><li>略 う 第 又 年 公 ○ 権 │</li></ul>	十二~十九 (略)	めるものを行う場合における不動産の取得第三十一号)第十九条第一項第三号に規定する業務で政令で定規定する業務で政令で定規定する業務がは済為批判財界系統を収入して、	見言ける美용なは中電長興閉路を強い直告、召り回しい手法律(昭和二十五年法律第百五十六号)第十七条第十三項第三号に	-		(略)	(形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税)	Œ
	十二~十九(略)			住宅金融公庫	<u> </u>	$\overline{}$	(形式的な所有権の移転等に対	現

行

公庫の予算及び決算に関する法律
る法律 (昭和二十六年法律第九十九号)
( 附則第六条関係)

第五条 2 (予算の形式及び内容 (略) 第一項の収入支出予算における収入は、 (略) 改 正 貸付金の 案 利子その 他 3 2 第 五条 (予算の形式及び内容 (略) 現

出は、借入金(国民生活金融公事こちつにま習習いに記し、数料(住宅金融公庫の場合に限る。)並びに附属雑収入とし、 子、 附属諸費とする。 縄振興開発公庫の場合に限る。 金(住宅金融公庫の場合に限る。)、債務保証に係る弁済金(沖 地債券の利子(割引の方法をもつて発行する債券にあつては、 券、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券を含む。 沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債 公庫にあつては中小企業債券、 住宅金融公庫債券及び住宅金融公庫財形住宅債券、 開発金融公庫の場合に限る。)、貸付手数料及び支払方法変更手 の場合に限る。)、社債の利子 (中小企業金融公庫及び沖縄振興 融公庫の場合に限る。)及び債務保証料(沖縄振興開発金融公庫 産の運用に係る収入、収入保険料(住宅金融公庫の場合に限る。 還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金)、 )の利子、寄託金 企業金融公庫にあつては公営企業債券、 )、出資に対する配当金(農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金 第一項の収入支出予算における収入は、 住宅金融公庫住宅宅地債券又は沖縄振興開発金融公庫住宅宅 (沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。 沖縄振興開発金融公庫にあつては 事務取扱費、 住宅金融公庫にあつては 貸付金の利子その他 業務委託費及び 中小企業金融 支払保険 ) の利 支

券、中小企業金融公庫にあつては中小企業債券、沖縄振興開発金融公庫にあつては住宅金融公庫債券及び住宅金融公庫財形住宅債民生活債券、公営企業金融公庫にあつては公営企業債券、住宅金

融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金

び支払方法変更手数料(住宅金融公庫の場合に限る。)並びに附

借入金 (国民生活金融公庫にあつては国

公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。)、

振興開発金融公庫の場合に限る。

融公庫の場合に限る。

産の運用に係る収入、収入保険料(住宅金融公庫の場合に限

出資に対する配当金 (農林漁業金融公庫及び沖縄振興開

発 ಶ್

) 及び債務保証料 (住宅金融公庫及び沖縄

の場合に限る。)、貸付手数料及)、社債の利子 (中小企業金融

属雑収入とし、

還金)、支払保険金(住宅金融公庫の場合に限る。)、債務保証券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償発金融公庫住宅宅地債券の利子(割引の方法をもつて発行する債公庫債券を含む。)の利子、官宅金融公庫住宅宅地債券又は沖縄振興開公庫の場い庫財形住宅債券、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融融公庫財形住宅債券、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融

に係る弁済金(住宅金融公庫及び沖縄振興開発公庫の場合に限る

、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。

行

貸付金の償還について準用す

[号中「第十七条第

一項若

項、

第二

項

項

## 産業労働者住宅資金融通法 昭和二十八年法律第六十三号) ( 附則第七条関 係

2

第九条 貸付け ಠ್ಠ 場合を含む。 要とする事業者を除く。)、 」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融通法 まで、第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者から第三号までの規定に該当するもの又は同条第五項から第八項しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号 号を除く。 るのは「同法第十三条の二第一項又は第二項」と、同項第八号中 十五条第一項、 金融通法第七条第一項第三号の規定に該当するもの」と、「第三 貸するもの」とあるの 当するもの又は同条第四項から第七項まで、 その他の法人を除く。 事業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社 七条第一 (するもの」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資)等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃 貸付けの条件 住宅金融公庫法第二十一条の四第一 (略) |項の規定による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅 この場合におい 同 等、 を受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該 .項第七号中「第十七条第一項若しくは第二項の規定による 略) 項第一号の規定に該当するもの (譲渡するため住宅を必 )及び第四項の規定は、 関連利便施 改 若しくは第四項又は第三十五条の三第一項」とあ 第一 |項 ( 第三十五条の三第二項において準用する τ̈́ )又は同項第三号の規定に該当するもの」 設 同条第三項第四号中「第十七条第一項 関連公共施設、 同項第二号の規定に該当するもの 正 貸付金の償還について準 項、 災害復興住宅、 第二項、 第十一項若しくは第 案 第三項 地すべ ( 第 用 第 若 す 3 2 第 を含む。 九条 園等、 まで、 は「同法第十三条の二第一項又は第二項」と、同項第八号中「 条第一項、 通法第七条第一項第三号の規定に該当するもの」と、「第三十五 るもの」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融 関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸す 項の規定による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、 するもの又は同条第四項から第七項まで、 付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当 の他の法人を除く。)又は同項第三号の規定に該当するもの」と 業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社そ とする事業者を除く。)、同項第二号の規定に該当するもの(事 条第一項第一号の規定に該当するもの (譲渡するため住宅を必要 とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融通法第七 から第三号までの規定に該当するもの又は同条第五項から第八項 る。この場合において、 号を除く。)及び第四項の規定は、 しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号 へ 貸 同項第七号中「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸 住宅金融公庫法第二十一条の四第 略) 付 第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者」 関連利便施設、 け (略) の条件 第二項 (第三十五条の三第二項において準用する場合 若しくは第四項又は第三十五条の三第一項」とあるの 現 関連公共施設、 同条第三項第四

災害復興住宅、

地すべり

幼稚

第十項若しくは第十

「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者」と新の項、第十一項若しくは第十二項の規定に該当するものとのは「同法第十三項の規定に該当するもの」と、「第三十五条の二第一項、第二項(第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項とは第十二項の規定による貸付けを受けた者のは「同法第十一項若しくは第十二項の規定に該当するもの又は同で同条第一項第三号若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者する。

4 (略)

(業務の委託)

第十条 (略)

| 項の規定により委託する場合について準用する。| 2 住宅金融公庫法第二十三条第二項から第七項までの規定は、

同法第十三条の三第一項又は第二項」と読み替えるものとする。同法第十三条の三第一項又は第三十五条の三第一項」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融通法第七四項、第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者」四項、第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者」の項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第一項第三号若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同

4 (略)

(業務の委託)

第十条 (略)

前

項の規定により委託する場合について準用する。2(住宅金融公庫法第二十三条第二項から第六項までの規定は、前

北海道防寒住宅建設等促進法 (
( 昭和 
十八年法律第六十四号)
(附則第八条関係)

改正案	現	行
(住宅金融公庫の資金によつて建設される災害復興住宅等)	( 住宅金融公庫の資金によつて	の資金によつて建設される災害復興住宅等)
第八条の二 (略)	第八条の二 (略)	
2~4 (略)	2~4 (略)	
5 公庫が、公庫法第十七条第十一項の規定により、北海道の区域	5 公庫が、公庫法第十七条第十項の規定により、	項の規定により、北海道の区域内
内において合理的土地利用耐火建築物等の建設をしようとする者	において合理的土地利用耐火建	地利用耐火建築物等の建設をしようとする者に
に対し、資金の貸付けをすることができる合理的土地利用耐火建	対し、資金の貸付けをすること	(金の貸付けをすることができる合理的土地利用耐火建築)
築物等内の住宅は、防寒住宅でなければならない。	物等内の住宅は、防寒住宅でなければならな	ければならない。

勤労者財産形成促進法 (昭和四十六年法律第九十二号) (附則第九条関係)

改

正

案

合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政 現定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく併入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の 現定に基づく神縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項 との額、同法二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財 をの額、同法二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財 の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。)、住宅金融公 用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第二十六条第一 金の額、 済掛金の払込みに係る金額を含む。)の同日の属する年の前々年該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共積立てを除く。)に係る預貯金等 (勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく領入等 ( め の にするものとする。 勤労者 の雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借 九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えない 次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達の 行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金 項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合 財産 機構の行う第九条第一項の貸付け 住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の 同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額 ( 旧雇 /成持家i 原 若しくは 条 )行う第十 よう 項 第

(勤労者財産形成持家融資等の原資

現

行

貸付け、 令で定める金額は、 づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組 項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基 規定に基づく沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四 又は第四項の規定に基づく借入金の額、 形住宅債券の発行額、 金の額、 庫法第二十七の二第一項、第五項又は第六項の規定に基づく借入 項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。)、住宅金融公 用促進事業団法 (昭和三十六年法律第百十六号)第二十六条第 金の額、 めの雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借 の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金 条第一項 の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないよう 済掛金の払込みに係る金額を含む。) の同日の属する年の前々年 積立てを除く。) に係る預貯金等 ( 勤労者財産形成貯蓄契約等に 勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の 合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政 にするものとする 該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共 次条に規定するところにより調達するものとし、 同法二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財 機構 同項の規定に基づく雇用・ 本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等 住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う第十 の行う第九条第一 勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等 沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一 項の貸付け 能力開発債券の発行額 同法第二十七条第三項の 若しくは 当該調達の 前 (旧雇 頂 頂 た

沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)(附則第十条関係)

(債券の発行)  2 (略)	ものの行う貸付けの業務を受託することができる。		改正案
(債券の発行)   2 (略)   1 ( 1 ( 1 ( 1 ( 1 ( 1 ( 1 ( 1 ( 1 ( 1	付けの業務を受託することができる。付けの業務を受託することができる。	第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第二十一条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第二十一条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うの規定による貸付けの業務のうち、自ら居住するためででを必要とする」と、「規定する住宅積立郵便貯金の預金者の規定による貸付けの業務のうち、沖縄において自ら居住するためは「規定する住宅積立郵便貯金の預金者の規定による貸付けの業務のうち、沖縄において準用するとあるのは「規定する住宅積立郵便貯金の預金者の規定による貸付けの業務のうち、沖縄において準用するとあるのは「規定する住宅積立郵便貯金の預金者の地文で、第一条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第二十一条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第二十一条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第二十一条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第二十一条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第二十一条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う第二十一条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う	現

2 { 7 第二十七条 準用する。 の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について、商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項 (略) (略) (略) 8 9 2 { 7 (略) 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条

第二十七条 (略)

(略)

及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行 信託会社又は証券業者について準用する。

傍線部分は改正部分)

阪神 淡路大震災に対処するため の 特 剠 の 財 政 援助 及び 助 成に関する法律 : (平成 七年法律第十六号) ( 附則第十 条関 係

中「第二項」とあるのは「第二項(同項第一号にあつては、阪神定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第四項めの特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第七項の規めの特別のび助成に関する法律第七十七条第三項中「前項第財政援助及び助成に関する法律第七十七条第七項の規定により読財の援助及び助成に関する法律第七十七条第七項の規定により読 第七十七条 に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七 各号(同項第一号にあつては、 含む。)」と、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「第二項法律第七十七条第七項の規定により読み替えて適用される場合を 庫法第十二条の三第二項第五号中「前各号」とあるのは「前各号 に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」と、 により読み替えて適用 七十七条」 大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 五条第六項中「 )特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第七項の規定1号 ( 同項第一号にあつては、阪神・淡路大震災に対処するため 淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する 住宅金 前各項の規定により公庫の業務が行われる場合には、 |項中「この法律」とあるのは 略) 融 公庫法等 項 略) 改 9の特別の財政援助及び助成に関する法律」と、公9法律」とあるのは「この法律、阪神・淡路大震災公庫法第十二条の三第二項第一号及び第三十一条 第十七条」とあるのは「 とあるのは の される場合を含む。 特例 正 第十二項並びに阪神・ 第十七条及び阪 ) ا ا 案 公庫 淡路 !法第十八 神・ 公庫 大震災 淡路 法 第 2 6 七十七条 に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七 含む。 法律第七十七条第七項の規定により読み替えて適用される場合を 中「第二項」とあるのは 定により読み替えて適用される場合を含む。 めの特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第七項の規 み替えて適用される場合を含む。 財政援助及び助成に関する法律第七十七条第七項の規定により読 庫法第十二条の三第二項第五号中「前各号」とあるのは「 に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」と、 第二項中「この法律」とあるのは「この法律、 条中「第十一項」とあるのは「第十一項並びに阪神・ により読み替えて適用される場合を含む。 の特別の財政 各号(同項第一号にあつては、 ・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する 一号」とあるのは (第一号にあつては、 七十七条」と、公庫法第十二条の三第二項第一号及び第三十一条 大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 五 条第六項中「第十七条」とあるのは「第十七条及び阪神・淡路 住 宅金 各項の規定により公庫の業務が行われる場合には、 )」と、同条第五項中「第二項各号」とあるのは (略 融 公庫法 へ 略 援助及び助成に関する法律第七十七条第七項の規定 現 「前項第一号 (阪神・ 等 の 阪神・淡路大震災に対処するための特別の 特例 「第二項(同項第一号にあつては、 阪神・淡路大震災に対処するため ) ا ا 淡路大震災に対処するた 同条第三項中「 ) ا ا ر ا 阪神・淡路大震災 行 公庫法第十八 淡路大震災 同条第四 公庫法 前各号 第 前項第

公

阪神 項

及び助成に関する法律第七十七条第一項の」と、公庫法第二十四八項まで及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助 災害復興宅地」と、「第十二項」とあるのは「第十二項 項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、 中「災害復興住宅」とあるのは とあるのは「第十七条第十三項各号及び阪神・淡路大震災に対処 定災害復興住宅、 条第二項中「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利 る法律第七十七条第一項」と、「 とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、 住宅の建設」とあるのは「災害復興住宅又は特定災害復興住宅 害復興住宅、 復興住宅、 法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるの あるのは「災害復興住宅、 復興住宅、 するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第 十二項」とあるのは「第十二項若しくは阪神・淡路大震災に対処 関連利便施設、 淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する 災害復興住宅」 同項第七号中「第十二項」とあるのは「第十二項若しくは阪神 災害復興宅地 (同項第二号の災害復興宅地をいう。 淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助 特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、 頂 特定災害復興住宅、 災害復興住宅、 2、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「災害復興医施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、災災害復興宅地」と、公庫法第二十三条第一項第四号中 災害復興宅地」と、 ۲ 同項第一 住宅、 公庫法第二十一条の四 とあるのは 災害復興宅地」と、 ||住宅、災害復興宅地」と、同項第四号中「第||号中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興 災害復興住宅」とあるのは「住宅、 特定災害復興住宅」 特定災害復興住宅、災害復興宅地」と 関連公共施設、 同項第五号中「災害復興住宅」と 第八項までの」とあるのは「第 災害復興住宅、 \_ [第三項各号列記以外の 第十七条第十三項各号 と、「関連公共施設 特定災害復興住宅 災害復興住宅、 災害復興住宅 特定災害復興住 災害復 以下同 成に関 は「災害 並びに阪 特定災害 部 特 す 顚 の じ

八項 とあるのは「第十七条第十二項各号及び阪神・淡路大震災に対処 便施設、災害復興住宅、 条第二項中「関連利便施設、 及び助成に関する法律第七十七条第一項の」と、 る法律第七十七条第一項」と、「第八項までの」とあるのは 神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関す 災害復興宅地」と、「第十一項」とあるのは「第十一 とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、 住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設な 建設」と、「住宅、災害復興住宅」とあるのは「住宅、 住宅の建設」とあるのは「災害復興住宅又は特定災害復興住宅の 害復興住宅、 復興住宅、災害復興宅地」と、公庫法第二十三条第一 法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは ・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する 、同項第七号中「第十一項」とあるのは「第十一項若しくは阪神 あるのは「災害復興住宅、 復興住宅、 項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、 するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第 住宅、特定災害復興住宅、 中「災害復興住宅」とあるのは「 条第一項 定災害復興住宅、 「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、 十一項」とあるのは 災害復興住宅」とあるのは「 )」と、同項第二号中「災害復興住宅」とあるのは「 災害復興宅地 まで及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助 ۲ 災害復興宅地」と、同項第五号中「災害復興住宅」と 特定災害復興住宅、 公庫法第二十一条の四第三項各号列記以外の部 災害復興宅地」と、 (同項第二号の災害復興宅地 第十 特定災害復興住宅」と、「 特定災害復興住宅、 災害復興宅地 災害復興住宅」とあるのは 項若しくは阪神・淡路大震災に対処 関連公共施設 災害復興宅地」と、「災害復興 災害復興住宅、 「第十七条第十二項各号」 特定災害復興住宅、 災害復興宅地」と 災害復興住宅、 同項第四号中「 をいう。 公庫法第二十四 災害復興住宅 特定災害復興 関連公共施設 項並びに阪 項第三号中 以下同じ 災害復興 特定災害 災害復興 関連利 「災害 巡 第

するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条」と に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七 財政援助及び助成に関する法律第七十七条第四項」と、「 同条第 及び第二項に規定する業務」と、同条第四号中「第九項」とある るための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項 るのは「災害復興住宅、 助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあ 第三十五条第四項中「又は第十二項」とあるのは「若しくは第十 の するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条 条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 「この法律」とあるのは「この法律又は阪神・淡路大震災に対処 |項又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び 公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とある |備する関連公共施設」とあるのは「貸付金をもつて整備する関 、各号」と、 は「第十七条に規定する業務並びに阪神・ は「災害復興住宅、 とあるのは「第二十条第六項」と、同条第七号中「第三十 第九項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の 項」とあるのは「 貸付金をもつて補修する災害復興宅地」と、 公庫法第三十四条第二 特定災害復興住宅」と、「貸付金をもつて 災害復興宅地」と、 第三十一条第二項 (阪神・淡路大震災 項中「 災害復興住宅」とあ 淡路大震災に対処す 公庫法第四十四条中 ) と 公庫法 第

8 (略)

9 る合理的土地利用耐火建築物等を建設しようとする場合において る住宅以外に住宅を必要とする者が、 震災の当時居住していた親族の居住の用に供するため自ら居住す |宅の建設若しくは購入、 公庫は、 若しくは購 項 阪神・ 第 淡路大震災により滅失した住宅に阪神・ |項又は第十| 又は公庫法第十七条第十二項に規定す 住宅の建設若しくは購入に付随する土 項前段の規定により、 特定建設期間内に、 その者に 住宅を 淡路 大

> する。 条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七 六項」とあるのは 財政援助及び助成 のは「第九項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の 及び第二項に規定する業務」と、 るための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項 のは「第十七条に規定する業務並びに阪神・淡路大震災に対処す するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条」と 「この法律」とあるのは「この法律又は阪神・淡路大震災に対処 るのは「災害復興住宅、災害復興宅地」と、 助成に関する法律第七十七条第 第三十五条第四項中「又は第十一項」とあるのは「若しくは第十 連公共施設、 整備する関連公共施設」とあるのは「貸付金をもつて整備する関 のは「災害復興住宅、 項各号」と、公庫法第三十四条第二項中「災害復興住宅」 するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第二 一条第二項」とあるのは「 一項又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び 公庫法第四十九条第三号中「 貸付金をもつて補修する災害復興宅地」と、 「第二十条第六項」と、 に関する法律第七十七条第四項」と、「 特定災害復興住宅」と、「貸付金をもつて 第三十一条第二項 (阪神・淡路大震災 第十七条に規定する業務」とある 一項」と、「災害復興住宅」とあ 同条第四号中「第九項」とある 同条第七号中「 公庫法第四十四条中 同条第 公庫法 とある ر ح

8 (略)

9 建設 宅の建設若しくは購入、住宅の建設若しくは購入に付随する土地 る合理的 る住宅以外に住宅を必要とする者が、 震災の当時居住していた親族の居住の用に供するため自ら居住す 同 公庫は、 Ϊį 条第一項、 若しくは購入し、又は公庫法第十七条第十一項に規定す 土地利用耐火建築物等を建設しようとする場合において 阪 神・ 第二項又は第十項前段の規定により、 淡路大震災により滅失した住宅に阪神 特定建設期間内に、 その者に住 住宅を 淡路大

けることができる。延長し、かつ、貸付けの日から起算して五年以内の据置期間を設に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を五年以内地若しくは借地権の取得又は合理的土地利用耐火建築物等の建設

長し、かつ、貸付けの日から起算して五年以内の据置期間を設け必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を五年以内延若しくは借地権の取得又は合理的土地利用耐火建築物等の建設に

ることができる。

(傍線部分は改正部分)

高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号) (附則第十二条関係)

項」とあるのは「第一項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定 る業務」とあるのは「第十七条に規定する業務及び高齢者居住 」とあるのは「 規定により読み替えて適用される場合」と、同条第二項 により読み替えて適用される場合を含む。 付けを受けた者」と、 を受けた者」とあるのは「 公庫法第四十六条第一項中「又は同条第四項の規定による貸付 法律」とあるのは「この法律又は高齢者居住法第四十四条」と、 住宅の建設又は既存住宅の購入」と、 けた者」と、 もの又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受 五条第一項及び第二項中「該当するもの」とあるのは「該当する により読み替えて適用される場合を含む。 用される場合を含む。)」と、公庫法第三十二条第三項中「第一 前項 ( 高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適 同条第二項及び公庫法第三十五条第三項中「 規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項」と、 第七条第一項」とあるのは 合を含む。 こより読み替えて適用される場合を含む。)」と、同項第二号中3は「第三十五条第一項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定2けを受けた者」と、同項第一号中「第三十五条第一項」とある12を受けた者又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付を受けた者」とあるのは「若しくは同条第四項の規定による貸付 四十四条第一 !住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用され 「居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場 場合」とあるのは「 同条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、 とあるのは「前各号(第四号及び第七号にあつては、 ) ح は「第九項若しくは高齢者居住法第四十四条第二項」と 同項及び同条第三項中「住宅の建設」とあるのは「 項に規定する業務」 前 公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定す 項 公庫法第三十二条第一項中「若しくは (同項第一号及び第二号にあつては、 「項の規定により読み替えて適用される場合、同項第一号及び第二号にあつては、高齢者に適用される場合」と、同条第二項中「前項場合及び高齢者居住法第四十四条第三項の 高齢者居住法第四十四条第一項 公庫法第四十四条中「この 同条第四号中「第 ر کے ' 前項」とあるのは 公庫法第三十 同条第七号 融通法 九 高 法 け ഗ

法第 四· 十四四 同条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、 るのは「第九項若しくは高齢者居住法第四十四条第二項」と、 務」とあるのは「第十七条に規定する業務及び高齢者居住法第四 あるのは「前項 により読 り読み替えて適用される場合を含む。 「第三十五条第一項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定によ を受けた者」と、 受けた者又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付け けた者」とあるのは「若しくは同条第四項の規定による貸付けを 法第四十六条第一項中「又は同条第四項の規定による貸付けを受 」とあるのは「この法律又は高齢者居住法第四十四条」と、 の建設又は既存住宅の購入」と、 者」と、同項及び同条第三項中「住宅の建設」とあるのは「住宅 又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた 第一項及び第二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの り読み替えて適用される場合を含む。 とあるのは「第一項 ( 高齢者居住法第四十四条第三項の規定によ れる場合を含む。)」と、公庫法第三十二条第三項中「 第二項及び公庫法第三十五条第三項中「前 条第一項」とあるのは 含む。)」と、公庫法第三十二条第 住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合. 」とあるのは 合」とあるのは「場合及び高齢者居住法第四十四条第三項の規定 による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項」と、 (高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用さ )」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業 条第一項に規定する業務」と、 十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含 み替えて適用される場合」と、 前 (同項第一号及び第二号にあつては、 同項第一号中「 各号 (第四号及び第七号にあつては、 高齢者居住法第四十四条第 公庫法第四十四条中「この法律 第三十五条第一項」とあるの 同条第四号中「第九項」とあ 一項中「若しくは融通法 ر ا ا ) ا ا 同条第二項中「 項」とあるのは「 公庫法第三十五条 同項第二号中「 同条第七号中「 高齢者居住 前項」と 項の規定 齢者居 公庫 前項 同条 は

独立行政法人雇用・能力開発機構法 (平成十四年法律第百七十号) (附則第十三条関係)

	•
(住宅金融公庫法の一部改正)  第十一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一第十一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一第十一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二十号)第十八条第五項において準用する場合を含む。)」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)第十二項とし、附則第十三項」に、「雇用・能力開発機構の」を「独立行政法人雇用・能力開発機構の」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」の規定により統法人雇用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けたときは、金融機関等の、同項を附則第十二系第一項、第十二系第の規定により独立を開発機構が、の規定によりを対して、第二十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第十三項を附別第十二項を附別第十二項を附別第十二項を開発機構が、の規定とは、第二十二条第一項、第十二条第一項、第十二条第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三条第十三系第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十二条第十二条第十二条第十三項、第十二条第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三項、第十二条第十三条第十三条第十二条第十三系第十三条第十三系第十三条第十三条第十三系第十三項、第十三項、第十三項、第十三項、第十三項、第十三項、第十三項、第十三系第十三項、第十三項、第十三項、第十三項、第十三項、第十三項、第十三項、第十三項、	改 正 案
(住宅金融公庫法の一部改正) (中「附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項とし、附則第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十五項」に改め、同項を附別第十二項の規定とは、第二十二条第一項を開発機構を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項を開発機構を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項を開発機構を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項を開発機構を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項を開発機構を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項を開発機構法(平成十二条第一項を開発機構が関係では、第三十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一、第二十二条第一,第二十二条第一,第二条第一,第二条第一,第二条第一条第一,第二条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条第一条	現
四十七条及び第四十八条中「又は第二十七条の七第二項」と四十七条及び第四十八条中「又は第二十七条の七第二項」と表話を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項の規定により流入雇用・能力開発機構の」に改め、同項を附則第十二項」に、「雇用・能力開発機構の」を「独立行政法人雇用・能力開発機構の」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十五項」に改め、同項を附則第十三項」に、「雇用・能力開発機構の」を「独立決雇用・能力開発機構の」に改め、同項を附則第十三項」に改め、同項を附則第十三項」に改め、同項を附則第十三項」に改め、同項を附則第十三項」に改め、同項を附則第十三項」に改め、同項を附則第十三項」に改め、同項を附則第十三項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十三項」に改め、同項を附則第十三項」に改め、同項を附則第十三項」に改め、同項を附則第十三項が独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十三条第二項かた業務の一部を委託することができる。第二十三条第二項が第六項表記を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項の規によりによりによりによりによりによりによりに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十二条第一項の規定は、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託する。第二十二条第一項の規定によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	行

若しくは附則第十三項」とする。三十二条の二第一項中「同条第九項」とあるのは「同条第九項」とあるのは「同条第九項あるのは「、第二十七条の七第二項又は附則第十三項」と、第

若しくは附則第十三項」とする。三十二条の二第一項中「同条第八項」とあるのは「同条第八項」とあるのは「同条第八項」と、第あるのは「、第二十七条の七第二項又は附則第十三項」と、第

国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号) (附則第十四条関係)

六十九~百二十八(略) 一		改正案
六十九~百二十八(略)六十九~百二十八(略)六十九~百二十八(略)	(所掌事務) (所掌事務)	現

(傍線部分は改正部分)